

『看聞日記』にみる唐物と銅銭 — 勝負事の景品として —

榊原 亜紀子[†]

Karamono (imported goods) and copper coins as seen in the diary of the prince in Medieval Japan

Akiko Sakakibara

はじめに

海外から日本への舶来品は前近代において「唐物」と総称され、近年では歴史学・美術史・古典文学などの側面から論考が発表されている。

河添房江氏（2014年）によれば、唐物の本来の意味は中国からの舶来品、もしくは中国を経由した舶来品であったが、後に異国からの舶来品全般を指すようになったという。

唐物は威信財として各時代の権力者に珍重されてきた。伏見宮貞成（後崇光院 1372～1456）が記した『看聞日記』にも、今で言う美術品に類する唐物が見られる。さらに、日明貿易の主要な輸入品の一つであった銅銭も「鵝眼」「鵝目」などの別名で記述されている。

綿貫友子氏（1995年）は唐物と銅銭の双方を検討対象とする重要性を説く。綿貫氏の問題提起は、文献史学と考古学との学際的な視点だけでなく、輸入銅銭および「唐物」と呼ばれる数々の輸入品への包括的な目配りを促している。

本稿の目的は、『看聞日記』にみられる唐物と銅銭、ひとまとめに言うならば舶載品に関わる記述から、室町時代の唐物受容の一端を捉えることである。

綿貫氏は、中世の京都における唐物の消費形態を以下のように大別している。「(年中) 行事・儀式・法要などの場における室礼（部屋を飾る道具、調度）」、「贈答・進物としての品」、「寺院の什物」、「唐物披露・唐物市」、「その他」の五分類である。

関周一氏（2015）は、この五分類のうち「(年中) 行事・儀式・法要などの場における室礼（部屋を飾る道具、調度）」、「贈答・進物としての品」について、それぞれ二つに細分化することを提案した。

整理すれば、「室礼」「法会の捧物」「天皇・院・将軍からの下賜」「天皇・院・将軍に対する進上（と、それに対する下賜）」、「寺院の什物」「唐物披露・唐物市」「その他」の七分類となる。本稿では便宜上「綿貫・関の七分類」と

呼ぶ。

本稿では、綿貫・関の七分類に勝負事の景品すなわち「懸物」を付け加えることを提案する。なぜなら、『看聞日記』には唐物や銅銭を「勝負事の景品＝懸物」にした記述が複数あらわれるからだ。本稿では、『看聞日記』にみられる舶来品のうち「懸物＝勝負事の景品」に用いられた記述が相対的に多い呉器、胡銅、銅銭を比較し、どのように扱われているかを述べる。それをもって、綿貫・関の七分類に「懸物＝勝負事の景品」という新たな分類を付け加えることができると考える。

先の七分類の「下賜」「進上」は、品物も手に入れる相手も指定できるが、「懸物＝勝負事の景品」の場合は品物しか指定できない。勝負事の参加者は指定できるものの、誰が勝つかは分からず、余った景品はくじで分配される。ゆえに、「下賜」とも「進上」とも違う別の分類として「懸物」を加えることは、室町期京都の唐物受容の研究に有益だと考える。

本稿では、呉器・胡銅・銅銭のうち、呉器と胡銅は遊興の場で用いられたと同時に土倉で質草として換金できた可能性を指摘する。また、呉器・胡銅・銅銭が懸物となる場面では庭田家・田向家など親戚関係でもある近臣たちが集まり、その顔触れは遊興の場のメンバーと重なっていたことを示す。

その結果導き出されるのは、銅銭および換金可能な唐物が、懸物＝勝負事の景品という形で貞成と近臣たちの間を行き来しつつ、時には遊興の場に花を添える室礼となり、時には資金になるという、唐物受容の一形態である。それは文化を享受する方法でもあり、物を通してあらわれた当時の身分制度の在り方である。

綿貫・関の七分類に懸物が挙げられていないのは、「その他」にあたるという判断からであろう。しかし筆者は、懸物＝勝負事の景品としての唐物受容を「その他」に含めるのは惜しいと考える。先述の通り、室町時代の唐物受容

[†]2022年度修了（人文学プログラム）、小説家（筆名：仲町六絵）

と身分制度の在り方を知る手掛かりになるためだ。

研究の対象に『看聞日記』を選んだのは、ちょうど日明貿易の時代で唐物に関する記述が多いという理由だけでなく、記録された年月が長く先行研究が充実しており、登場人物の比定や現代語訳が進んでいるという理由もある。

懸物という用語は本来多義的ではあるが、本稿では特に断りのない限り「勝負事の景品」の意味で用いる。

1. 『看聞日記』にみられる呉器

呉器は菌部寿樹氏（2015年）によって「高麗茶碗の呉器」と訳されている。日付は応永二十三年（1416）十二月二十九日条である。高麗茶碗とは、降矢哲男氏（2018年）によれば、朝鮮時代の民窯で日常使いの雑器として焼かれた品を、室町時代以降の日本で茶の湯用の茶碗に転用した物である。民間の日常雑器で朝鮮半島においても研究が進んでいないため、作行きや呼び名が多様であり、呉器とはこういう色や形だと一括りに把握するのは困難だという。

『看聞日記』に呉器があらわれる部分を検証したところ、呉器が酒宴の器や子どもへの贈り物、涅槃会の捧げ物だけでなく懸物にも使われていたことが分かった。先述の七分法に沿えば、酒宴の器は室礼、近臣の子どもへの贈り物は下賜、涅槃会の捧げ物は法会の捧げ物にあたる。

呉器が初めて『看聞日記』にあらわれるのは、応永二十三年（1416）三月一日条である。主催者が順番に交代する順茶が伏見御所で行われ、数々の懸物の中に「茶垵呉器壺箱等」という記述がある。

呉器は贈り物でも懸物でも扇とセットになる事例がみられ、唐物と和物が混在していた生活様式を想像させる。この件については本稿の元となった修士論文に詳述したが、紙幅の関係でここでは割愛する。

2. 胡銅の定義と伝世品

本稿において「胡銅」という語は、《銅を主体に錫などを混ぜた合金。もしくはそれを使って作られた、中国大陸ないしその周辺から舶載された美術品》という意味で用いる。中国大陸ないしその周辺とした理由は、後ほど鴨形香炉を紹介する際に述べる。

『看聞日記』で胡銅が懸物となった記事は11件に上り、唐物の中では比較的多い。その理由は、まず陶磁器や漆器と比べて堅牢であり運搬しやすいという点が考えられる。加えて、換金しやすい財物であったこと、そして花を生ける器や香をたく香炉・香盤として重宝されたのが理由だと筆者は考える。

胡銅製品が室町時代の日本で珍重されていたことは、倣古銅器に関する門田誠一氏（2010年）の研究で窺い知ることができる。

倣古銅器と呼ばれる銅製品は、北宋から南宋にかけて多く製作され、元・明代に大きな意匠の変化を迎えたとい

う。日本では当初、禅宗寺院で仏前の飾りとして最も重要な三具足（花瓶・香炉・燭台）の一つとして受容された。しかし室町時代になると、書院の飾りや、座敷で茶を喫する際に床の間に飾られる花器として用いられるようになった。このような倣古銅器は茶書などに「胡銅」と記され、特に珍重されたという。

門田氏の記述から、綿貫・関の七分法における「寺院の什物」だけでなく「室礼」の分野にも胡銅製品が進出したことが分かる。唐物の種類によって、その用途が固定されるとは限らない。

この節では京都国立博物館編『特別展 京に生きる文化 茶の湯』の内容も参考にして、室町時代に珍重された胡銅がどのようなものであったかを見ていく。

当該図録には、中国大陸ないしその周辺で生産され日本に舶載されてきた唐物銅器が複数掲載されている。その一つめが、奈良・唐招提寺所蔵の三具足である。

図録に「胡銅」と記載されてはいないものの「室町時代に日本へもたらされた中国製唐物銅器として極めて重要である」とされている。その理由は、箱の蓋の裏に「永正十三」（1516年）の墨書が見られ、遅くとも16世紀初頭には日本に持ち込まれたことが分かるためである。鼎のような三本足で獅子が乗った香炉・竜が巻きついた尊形花瓶・二匹の獅子に支えられ柱に竜が巻きつく燭台、いずれも中国古代の青銅器を模した倣古銅器で、獣面文や一部に鍍金を施す技法にもそれが現れているという。

次に「古銅下蕪耳付花入（こどうしもかぶらみつきはないれ）銘 青海波」を紹介する。胴が蕪のように丸く張り、頸の口縁近くに管耳が付けられた花器である。管耳およびその付近、高台には線刻の文様に囲まれた半球状の突起が連続している。先に紹介した唐招提寺所蔵三具足の燭台にも同様の文様がある。

図録に掲載された末兼俊彦氏の解説によれば制作年代は中国の明時代（14～15世紀）で、南宋時代の青磁下蕪花入を銅器にアレンジした品だという。そして、統一感のある文様構成は古代中国の青銅器を参考にしながらも、洗練された美意識を表現しているという。

その美意識は、独特な文様構成を生んだ。一つの器に二種類以上の文様を用いながらも、各文様に半球状の突起や円を配置して統一感を持たせるという構成である。こうすることで、器全体に調和が生まれる。このような胡銅の花入は、室町時代には書院飾や茶席での床間飾りとして珍重されたという。

筆者の私見ではあるが、各文様に統一感を持たせるだけでなく、文様がなくなるとした部分もあるがゆえに、器全体の調和が生まれたのではないだろうか。絵で言えば余白の部分にあたる。これもまた、古代中国の青銅器にはない特徴であろう。

どのような胡銅製品が重んじられたかを詳しく示すため、同じ図録から徳川美術館所蔵「古銅花入 銘 杵のをれ」と泉屋博古館東京所蔵「古銅象耳花入 銘 杵ナリ」

『看聞日記』にみる唐物と銅銭

— 勝負事の景品として —

を紹介する。「杵のをれ」の制作年代は14～15世紀、中国の元～明時代である。餅をつく杵が折れたような形から命名された。「青海波」と同じ下蕪形で、頸部に獅子頭をかたどった装飾的な耳がついているが、古代中国を思わせるような線刻は見られず、より簡素な姿をしている。図録での末兼氏の解説によれば、このように文様がない状態を素文と呼び、『君台観左右帳記』には胡銅について「紋のある物はやすく候。無紋の物大事に候歟」と記されており、文様のない品の方が上等とされていたことが窺えるという。

なお「杵のをれ」は豊臣秀吉の所持品であったが、石川貞清（宗林）が囲碁で徳川家康に勝利した際、秀吉から下賜されたと伝わる。のちに貞清は関ヶ原合戦で西軍側に回ったが、この「杵のをれ」を家康に差し出すことで助命がなかったという。家康の死後は徳川御三家に分配された遺品群「駿府御分物」の一つとして、尾張徳川家に伝わった。冒頭で述べたように、各時代の権力者に唐物が珍重された一例だが、囲碁の勝負によって唐物銅器（胡銅）の所有権が移ったという点では、本稿で論じる懸物となった胡銅に通じるものがある。

そして象の頭部を耳の意匠に活用した「杵ナリ」は、制作年代が14～15世紀の明時代で「青海波」と同じ時期、「杵のをれ」よりも前の品と推定される。写真で見たとくろでは、「杵ナリ」は「青海波」「杵のをれ」双方の特徴を持っている。細かな線刻は「青海波」と共通し、動物を耳の意匠に用いた点は「杵のをれ」と共通している。

末兼氏の解説によれば、「杵ナリ」もまた「青海波」「杵のをれ」と同じく、下蕪形に分類される。広義の倣胡銅器ではあるものの、古代中国の青銅器そのものを模倣したわけではなく、外形は南宋時代の青磁下蕪形花入に倣いつつ、古代青銅器の文様をアレンジしたものを各所に配しているという。確かに、半球状の突起こそないものの、その文様は「青海波」の線刻に似ている。そして、頸部の最下部および耳の位置に文様を帯状に配するという点でも「青海波」と「杵ナリ」は似通っている。

胡銅花入の伝世品を「青海波」「杵のをれ」「杵ナリ」と三つ列挙した。細かい意匠の違いはあれど、下蕪形の形や獣を耳の意匠に活かす点、古代中国を模倣またはアレンジした文様と、似通う点が多い。貞成を含めて、胡銅を愛好し珍重した人々には「唐物の胡銅花入といえはこういう品」というイメージがだいたい頭にあったのではないだろうか。

同じ図録から、最後に「古銅鴨形香炉」を紹介する。高さ30.5センチとあるので、台の高さも考慮するとこの鴨は鳩より少し小さいくらい大きさと思われる。同じ実在の動物でも「杵ナリ」の象に比べて表現が写実寄りである。制作年代は中国・南宋時代で13世紀とあり、先述した胡銅花入よりも古い。胸のあたりで横半分に分かれるようになっており、下半分で香をたき、上半分は蓋とし、開いた鴨の口から香の煙が出る造りである。

末兼氏の解説によれば、永享五年（1433）に後花園院が

室町殿へ行幸した際の記録『室町殿行幸御傍記』では、紫檀棚に金属製の鴨形香炉が飾られており、これもまた「古銅鴨形香炉」と同種の品だという。加えて、「古銅鴨形香炉」ののっぺりとした質感の台脚は日本の銅器にはあまり見られず、中国南部や東南アジアの銅製仏像の台座に見られるので、本品のおおよその制作地域が推察されるという。本稿で胡銅の生産地を「中国大陸ないしその周辺」としたのは、この末兼氏の解説に基づいている。このような写実性とデフォルメの技法が同居した優品は、あまり残っていないという。

『大乘院寺社雑事記』文明十五年（1483）正月二十四日条には、日明貿易で第一に輸入すべきは生糸だという日明貿易商人・楠葉西忍の経験談が伝聞の形で記されている。安く仕入れて高く売ることができる品、つまり経済的利潤の大きい第一の品が中国産の生糸であった。しかし船載されてきた唐物を受容する側にとっては、生糸が第一とは限らなかったようだ。これまで引いた末兼氏の解説からは、胡銅すなわち唐物銅器の花入や香炉が、天皇家や将軍家にふさわしい品とされてきたのが分かる。

3. 『看聞日記』の胡銅——花生けの会

懸物とされた記述の前に、『看聞日記』における胡銅の重要な役割について触れておく。それは花入としての役割である。とりわけ七月七日に行われた花生けの行事では、胡銅は花器の中でも主役の位置を占めていた。

横井清氏（2002年）は、伏見宮貞成が興じた遊興についても考察している。本稿のこれまでの記述に関わりが深いのは、花、茶、連歌である。

貞成の住む伏見御所では、毎年七月七日つまり七夕に、花の会が行われていた。参加者めいめいが花を生け、会場である常御所には屏風や軸物による「座敷飾」の室礼が施された。風呂や会食、宴会や詩歌の会も伴う大がかりな会だ。『看聞日記』で「七夕法楽」「花座席」などと書かれるその催しは、花を生ける花器として胡銅が多く用いられている。

応永二十五年（1418）七月七日条では七夕法楽のため草花を集めさせ、貞成の常御所を会所とした。屏風一双を立て、唐絵五幅を掛け、その前に棚を据える。棚のそれぞれの段に花瓶や置物を色々と置き、左右には卓を並べて花瓶いくつかと盆などを置いた。北の間には本尊の達磨大師の絵を掛け、その前に卓を一つ置いて毛織物を一枚敷いた。室内の飾りはおおむねこのようであった。

そして、花を捧げた参加者の名と、用いた花器が列挙されている。誰がいくつの花器に生けたか（いずれも一つか二つ）、その花器が何であったか、という順番である。胡銅の割合は多い。十五瓶つまり十五の生け花作品のうち、十二作品が胡銅を花器として用いたことになる。

ここでは「胡銅香台」「胡銅盆」「胡銅唐盆」など、花瓶でないものが花器として使われている点、胡銅製品には盆

もあった点に注目しておく。

なお、横井氏が貞成たちの花の会を花道史の中でも重要な位置を占めると述べた通り、現代の花道でも「胡銅」と呼ばれる青銅の花器は重んじられている。

応永二十五年だけでなく、同二十六年(1419)、同二十七年(1420)、永享四年(1432)にも七夕の花生けの会は記録されている。

応永二十七年(1420)の「花合」では、胡銅の瓶の下に堆紅つまり堆朱の盆が置かれている。用いたのは応永二十五年と二十六年にも参加した土倉の宝泉である。

永享七年(1435)の花生けの会は、特に盛大であった。屏風を二双立て、絵は七幅掛けた。そして並べられた生け花作品は五十瓶を数えた。応永二十五年(1418)には本尊として達磨大師の絵を掛けたが、この年は「絵一幅尺迦」「天神名号一幅」「絵一幅観音」で、釈迦如来の絵・北野天神の名号・観音菩薩の絵と、花を捧げられる神仏が増えている。

花器はここでも胡銅が目立つが、染付や金香炉、金銅と、応永二十五年(1418)にはみられなかった美術工芸品が見られる。呉須を使った染付と、銅の合金である金銅は唐物と考えられる。この年も土倉の宝泉が参加しており、応永二十七年(1420)と同じく胡銅の花器に堆紅(堆朱)の盆を組み合わせている。胡銅だけでなく堆朱も入手できるだけのルートを持っていたのかもしれないが、この点については後述する。

貞成は花を生ける営みを勝負事にはしなかったもので、七夕の花生けの会には懸物は登場しない。勝負を持ち込まないという点では、現代の花道に通じる。

4. 『看聞日記』の胡銅——懸物

胡銅が懸物として『看聞日記』にあらわれる記述として、最初のものは永享四年(1432)八月十一日条である。

囲碁と双六の勝負に胡銅が懸物として提供されており、勝負に参加した貞成の思い入れも記されている。

囲碁の勝負では貞成が胡銅の香炉一つを提供し、慈光寺持経がこれを勝ち取った。双六では貞成が胡銅の水瓶、持経が胡銅の「円香盤」を提供した。貞成はこの品について「此香盤念籠大切之間殊更きはりて打」と強い思い入れを抱き、勝ち取った末に「其興無極」と書いている。胡銅製品の中でも、貞成の好みに合致する品だったようだ。

先に引用した『特別展 京に生きる文化 茶の湯』では「これら三具足は室町時代以降、供養具としての本来的な用途とは別に、唐物銅器として座敷飾りに用いられた。」と説明されている。

しかし、右に引用した通り『看聞日記』永享四年(1432)八月十一日条では、懸物になったのは「胡銅香炉」と「胡銅円香盤」であり、「花瓶・香炉・燭台」と三つ揃った状態ではなく単独で賭けの対象となっている。したがって、三具足が荘厳具・供養具としての本来の用途か

ら離れて座敷飾りとなる場合、単独あるいは三つのうち二つだけで飾られる場合もあったと考えられる。

永享六年(1434)二月十三日条では、庭の梅を賞翫し歌舞をともなう酒盛りをした後、貞成と庭田重賢、慈光寺持経が囲碁の勝負をした。懸物は貞成が提供した扇で、庭田重賢がこれを勝ち取った。そして、人の形をした胡銅の水入れも懸物として貞成が提供し、慈光寺持経がこれを勝ち取った。「水入」が何に用いられたのかは不明だが、書道で用いる水滴のようなものだったかもしれない。

永享六年(1434)五月二十四日条の多人数での双六には、貞成や近臣たちのような公家だけではなく、地下の者もいた。「左」チームの末席に記された「承泉」である。

横井氏の論考には『『看聞日記』のひびと——人名小辞典——』が付されており、承泉は「(小川氏)下野有慶子、小川禅啓養子。伏見庄在住の地下の文化人、もと僧侶。永享九年再び僧となり大通院に入る」とある。

この日の記述には出てこないが、『看聞日記』に名が出てくる地下の人物として土倉の宝泉がいる。なお宝泉の存在については「はじめに」で述べた綿貫氏の研究で指摘されており、その重要性については後段で述べる。

双六は貞成側が負けた。負けた側の負担で酒盛りをした後(予負了。則所課予方人共酒海申沙汰及酒盛。)、少人数になってからまた双六勝負をしている。今度は、各人が懸物を提供している点が違う。貞成が出した懸物は胡銅花瓶、妻である南御方(庭田幸子)は「帯張子」(未詳)、慈光寺持経は「尾張細美(さいみ)」、庭田重賢は「茶堦花瓶等」である。この勝負では、慈光寺持経が酔っぱらって寝てしまったため、勝敗が決まらなかった。横井氏の論考など本稿で用いた文献を見る限り、慈光寺家は近臣たる庭田家や田向家ほど近い間柄ではなさそうだが、気のおけない付き合いが想像される。

永享七年(1435)三月四日条では前年の春と同じく、貞成は庭先で花を賞翫している。伏見御所の人間、近しく仕えている者、「外様」とされる人々が集まり、歌を詠み、酒宴を楽しんだ。そして慈光寺持経、庭田重賢、紀定直が「軟語」で勝負をした。

軟語とは『看聞日記』永享七年(1435)三月七日条で「囲碁・双六・軟語等有興遊」と囲碁や双六と並び称されているように、遊びの一種である。嘉吉元年(1441)四月一日条では「勝負不付之間、なんこ呼、重仲勝、懸物美術一種(鯛桶、)給」と平仮名で記されている。増川宏一氏(1983年)によれば軟語(なんこ)は「掌中に握った小石などの数を当てる」遊びである。掌中に小石などを握り込み、「何個?」と対戦相手に呼びかけたのだろうか。

囲碁双六、連歌のような基礎教養が要らない、まるで子ども同士の遊びだが、永享六年(1434)五月二十四日条の持経のような「酔伏」や『看聞日記』にたびたび出てくる「沈酔」の状態でもできる遊びではある。

この勝負では最初に紀定直が勝ち「雁一」を取った。紀定直の次に勝ったのは慈光寺持経で、懸物として「胡銅瓶

『看聞日記』にみる唐物と銅銭

— 勝負事の景品として —

一」を得た。兎戯のごとき遊びでも、懸物となったのは將軍からの美物と同じ雁であったり、室礼で重要な役割を果たす唐物・胡銅であったり、高級品であったことが分かる。懸物が設定された遊びが何かよりも、参加者が誰であるかが唐物の登場には重要なだと考えられる。この軟語のメンバーには地下の人物である承泉がおらず、たびたび名前が出てくる慈光寺持経や、近臣である庭田家の重賢がいるからだ。

慈光寺持経は囲碁が得意だったようで、懸物を何度も勝ち取っては貞成を悔しがらせている。

永享七年（1435）九月一日条で、貞成は慈光寺持経と囲碁を打った。貞成が用意した懸物は二種類で「胡銅水入」と「唐金錫子」であった。勝負の結果、慈光寺持経が勝って二つの懸物を両方とも我が物にした。月初めの予祝であろうか、貞成は日記の始まりに「吉兆毎事満足幸甚々々」と「祝着儀」をしたのにさっそく出費がかさんでいる。しかしこの時点では、貞成は負けについて何も所感を記していない。続いて、二日後の勝負に移る。

永享七年（1435）九月三日、貞成はまた慈光寺持経と囲碁を打った。勝ったのは貞成で、慈光寺持経から「筆架一」「胡銅竜」を得た。翌日の永享七年九月四日、来訪した勤修寺中納言と貞成が一献酒を飲んでから碁を打ち、貞成が負けて「瓶一胡銅カフ立」を勤修寺中納言に渡した。次に慈光寺持経が勤修寺中納言と囲碁を打ち、勝利した。「勝負手裏物云々」ということは、勤修寺中納言が負けて持経に手渡したのは、その時たまたま持っていた品だったようだ。

永享七年（1435）十一月二日条では貞成と珠蔵主が「目勝」という勝負をした。増川氏は目勝をサイコロ賭博としているので、本稿でもそれに倣う。

貞成は目勝で勝利し、「胡銅瓶一」を得た。ここでも軟語と同様、唐物が懸物となる遊びが教養を要するとは限らないことが分かる。

横井氏の小辞典に「珠蔵主」は見当たらない。しかし「珠蔵主」は『看聞日記』永享二年（1430）閏十一月十八日条や永享三年（1431）十月二十三日条などで繰り返し《行蔵庵》と添え書きされている。よって、珠蔵主は行蔵庵に属した僧侶だと考える。『看聞日記』応永二十三年（1416）六月二日条では、亡くなった行蔵庵主の二十五回忌に宮家の人々も参列するよう寿蔵主という僧侶が貞成に願い出ており、貞成もその席で演奏をするため練習をしたとある。宮家の人々を法事に呼ぶほどの権威を有する寺院の僧侶ならば、胡銅を懸物としてやり取りする場の参加者としてふさわしかったようだ。

続いて、翌永享八年（1436）五月二十三日の勝負に移る。この日、貞成は自身の負けについて短いながらも心情を吐露している。貞成と慈光寺持経が囲碁を打ち、貞成が負けた。胡銅の馬上盞と、香炉を一つ慈光寺持経に与えている。馬上盞は、字の意味から判断するならば馬上杯であろう。貞成は「毎度負無念也」と書き残した。この時点

で、貞成が慈光寺持経から勝ち取った胡銅製品は「胡銅竜」のみである。「無念也」と書くからには、わざと負けて唐物を賞与のごとく渡しているわけではない。重ねての主張になるが、勝負事の景品としての懸物は、下賜とは別に分類する必要がある。

永享十年（1438）八月十一日条の囲碁には貞成、近臣の庭田重賢、来訪した永基朝臣が参加した。懸物として出されたのは「胡銅馬」で勝利したのは永基朝臣であった。横井氏の人名小辞典によれば永基は「冷泉永基、冷泉正永実子、同範定猶子。祖父範康が崇光院に勤仕して以来伏見殿に奉仕。」とある。ここでも、胡銅を懸物とする席には一定以上の地位が必須だったと分かる。地下の人間が、懸物として胡銅をやり取りした記述は見当たらない。

次に胡銅が懸物としてあらわれるのは永享十年（1438）八月十五日で、放生会とその夜の「名月賞翫」が記録されている。

名月を賞翫しての連歌会にて、去る七月に行われた七夕連歌の懸物が出された。それぞれが得た懸物は次の通りである。

隆富朝臣は「細美布一」、慶俊は「杉原」（杉原紙）十帖、貞成は「太刀一」、四条中納言は「胡銅獅子」「香炉」「香台」、茂成朝臣は「御扇一本」、紀定直は「胡銅水入桃」。残った懸物は、くじ引きで分け合った。四条中納言は「皿十」、永基朝臣は「円座十枚」、知俊朝臣は一袋の茶、永親は「皿十」と一袋の茶、紀定直は「太刀一」、貞成はまたしても「太刀」、そして「皿」であった。貞成に囲碁で何度か勝利している慈光寺持経は、懸物を得た顔ぶれに入っていない。たまたまという可能性もあるが、連歌は苦手だったとも解釈できる。

この永享十年（1438）八月十五日条で強調しておきたい点は、持経や重賢のようないつもの顔ぶれだけでなく、「菊第少将」「慶俊」など、登場する頻度が比較的低い人々も、唐物を懸物に含む連歌会に出席していたことである。唐物を懸物とする行為は、貞成とその近臣だけの営みではない。唐物を懸物として勝負事をするのは、同時代の京都の公家たちにとって唐物受容の一形態であったと言える。

5. 胡銅と換金性

ここからは、唐物などの高級品、特に胡銅は換金できた可能性が高いこと、呉器も胡銅も遊興の席で用いられる品であったことを述べる。

まず「はじめに」で触れた綿貫氏の研究では、「盆・花瓶・香炉」が質入れできたことが分かる（「その他」に分類）。法令に書かれるほどなので、その三種が質入れされ換金されるのは少なくとも京都では普通のことだったと考えられる。そして、『看聞日記』の記述から胡銅の花瓶や香炉は室礼や懸物として貴族たちの生活や遊興の場にあった。貞成とその周辺の人々が、胡銅製品などを換金していた可能性は高い。「きはりて打」って手に入れた胡銅香盤

は、好みに合うだけでなく、換金性の高い品だったとも推測しうる。

そして、貞成が手持ちの奢侈品を換金していた可能性については、桜井英治氏（2011年）が指摘している。根拠となるのは『看聞日記』応永二十四年（1417）九月二十四日条の記述である。

自らの困窮を伝えてきた貞成に対して、後小松天皇は八朔の贈り物の返礼として「金の香箱」など豪華な品々を贈った。貞成は「畏悦極まりなし」と喜んでいる。これは、「金の香箱」などの「重宝ども」が換金可能であったからだと桜井氏は指摘する。

桜井氏はさらに、貞成が質入れを行っていた記録を『看聞日記』永享八年（1436）八月十二、十三、十四日条に見いだしている。足利義教の来訪を受けるための費用に困り、貞成は義教には内密と約束して、義教の正室・三条子から蒔絵手箱一つと食籠四つを借りた。

唐物か否かに関して言えば、蒔絵手箱は漆器に金箔・銀箔・螺鈿などで装飾を施した国産品である。食籠は多くは蓋付きの食物容器で、現代の茶道では主菓子を人数分入れる。桜井氏は食籠の一例として、唐物である屈輪文犀皮食籠（徳川美術館）の写真を挙げている。

食籠三つは公方御倉（将軍家と取引している土倉）正実坊に預け、五〇貫文を借りた。食籠一つと蒔絵手箱一つは内裏の女房である典侍・勾当内侍に預けて一〇〇貫を借りた。桜井氏は、勾当内侍を経由して禁裏御倉（内裏と取引している土倉）に預けられたのだらうと推測している。

貞成が質入れをした品々は、御物ではないにしても、将軍家の所有する品ということになる。桜井氏は、御物が内裏・将軍家の私有財産であると同時に、貴族社会全体の共有財産という側面も持っていたと指摘する。御物は貴族たちの困窮を救うために貸し出されたからだ。

天皇や将軍から御物を借り受けた貴族は、それを金融業者である土倉のもとに持ち込んで借金をする。現代で言う質屋に似た金融形態である。御物は高級品揃いであるため良い質草になったらしい。たとえ金が返ってこなくとも、売却すれば損失を補填できるだけの金額になったのだらう。『看聞日記』にみえる宝泉も、質流れという形で胡銅や堆朱を入手できたのではないだろうか。

このようにして貴族が金を工面することを、貸主側も承知していたという。桜井氏は、自ら質草を工面するのも困難な貴族が大勢いたことや、御物が質入れ目的で貸し出されていたことの根拠史料として『看聞日記』の他に『満濟准后日記』『教言卿記』を挙げている。

まず『満濟准后日記』では正長元年（1428）七月二十五日に二条持基が足利義教に窮状を訴えて、一〇〇貫文相当の「公方様御質物」を借りた。さらに翌年の永享元年（1429）には三宝院満濟が足利義教に窮状を訴え、二〇〇貫文相当の「公方様御質物」を借りた。

そして『教言卿記』応永十二年（1405）十二月二十一日条では、内裏で御物の貸与が行われている。公家の山科教

言が織り手への給金を払うために内裏から食籠を借りて内裏に質入れたという事例である。

このような、質物にするのを認めた上での高級品の貸与は個人間でも盛んに行われており、『贈与の歴史学』で触れた贈与のカテゴリーのうち広義のトブラヒにあたると桜井氏は述べる。仲間内の誰かが大きな出費に見舞われた時、周囲の者が支援目的でおこなう相互扶助的な贈与の重種なのだという。

桜井氏の指摘は御物による相互扶助だけでなく、御物の階層性にも及ぶ。相互扶助に利用された御物は譲渡可能物であり、しかも交換価値として利用が可能なので、御物の階層のなかで上位を占める品々ではないとする指摘である。

筆者はこのような階層性が、懸物となった唐物にも存在したと考える。堆朱は贈り物としては頻出するものの、貞成たちの遊興の席で懸物＝勝負事の景品にはならなかった。それは、たとえ貞成と近臣といえども遊びの席で授受できないほど、堆朱が高級な品だったからではないか。

6. 銅銭

橋本雄氏（2011年）は、銅銭も広義の唐物としている。確かに宋銭や明銭も、中国大陸からの舶載品である。本稿では、銅銭が貨幣であり舶載品である点だけでなく、先述した「順茶」での「金仙花」のように作り物つまりオブジェの素材でもあったことを指摘しておく。貨幣である以上財物との交換価値は必須だが、だからと言って他の機能が附随しないわけでもない。銭が作り物となった他の例として、応永二十三年（1416）三月七日条の「次新車一両、〈八葉之文以銭作之、棟木ニ扇ヲ置〉」を挙げておく。八葉の文様を銅銭で作し、新しい牛車に飾っていたのでこれはオブジェとしての利用である。

銅銭は『看聞日記』で「銭」の他に「鵝眼」「鵝目」「料足」「段銭」「反銭」の別名でも記載されている。このうち、懸物になった場合は「銭」「鵝眼」「鵝目」の名で記載される。「料足」は料金の意味合い、「段銭」「反銭」は税の意味合いで記載されているため、本稿では考察の対象としない。

銅銭が懸物となった記述を見ていくと、応永二十五年（1418）四月十五日条には事実だけでなく、貞成の考えも記されている。

小弓での的当てをして、負けた者は酒を飲んだ。当番の長資朝臣が懸物として「鵝眼」を出した。この件について貞成は、そもそも弓での賭け事で銭を懸物として出すのは「定法」つまりお定まりだと記す。「非見苦事」見苦しいことではない、とも付言している。実際、応永二十五年（1418）五月三日に近臣の田向家で行われた「百手会」（百本の矢を射る会）でも、「懸物銭負衆出之」つまり負けた側が懸物の銭を払っている。百手会の合間に呑んだ酒代を貞成が負担した格好である。百手会の射手は「予。権野。三位。重有。長資等朝臣。地下行光。禅啓。俊阿。広

『看聞日記』にみる唐物と銅銭

— 勝負事の景品として —

時。良村。有善。善祐等也。」とあり、貞成以外に異母兄弟の椎野寺主、近臣の田向三位、重有、長資の他に地下の者たちもいたのが分かる。

そして、銭を懸物にする行為について貞成が意見を述べている所がもう一ヶ所ある。応永三十一年（1424）二月二十九日条である。「鳥羽院の御記《林鳥》には連歌勝負の懸物に銭を使ったと書かれているので『幸学（ママ）』のためこれを記す」と貞成は述べ、引用した上で、下品と言うべきではないとしている。

増川氏は「すべてその頃の御前での勝負には銭が賭けられていた。下品なこととおっしゃってられるが、上代では皆この様だったので、まして末代に銭を賭けて当然ではなかろうか。決して下品なことではない」と訳し、「少なくとも後崇光院の賭金に関する考えは読みとれる。」としている。

増川氏は「彼らの記事に現金が賭けられた記事は極めて稀である」とし、「金銭よりも品物に関心があり、喜んだからであろう」とも記している。

筆者としては『看聞日記』の中で銅銭の重要性はもう少し高かったと推測する。

一つ目の理由は、現金が賭けられた記事は「極めて稀」というほどではないことである。

たとえば応永二十三年（1416）三月一日の懸物には、銅銭の包みや、銭が梅花の一枝のように造形された「金仙花」があった。

二つ目の理由は、桜井氏も取り上げているように、貴族が土倉に唐物を質入れてして銭を得ていた記事が『看聞日記』に見られるからである。

また、増川氏は「後崇光院自身は、現金を賭けることに何らの不快感や違和感を抱いていない」とも記している。その根拠は貞成が『看聞日記』の中で後鳥羽院の御記を引用し「決して下品なことではない」と考えを述べているからである。

しかし、現金を賭けることに引け目があったからわざわざそのような記載をした可能性も指摘しておきたい。貞成は銭を賭けることについて二度も記述している。

加えて桜井氏は、大乘院尋尊が足利義政への抗議として八朔の進物を練貫そのものから練貫代という名目の銭に切り替えた例を挙げ、銭の贈与は現物の贈与に比べて礼節に欠けると考えられていた可能性を指摘している。桜井氏の表現をそのまま引用すれば「現物は厚礼、銭は薄礼という意識」である。

それを踏まえれば、銭より現物を懸物に用いる方が良いという考え方が貞成やその周辺にあったとしてもおかしくはない。

古記録は基本的に子孫や後継者に向けて書かれるものである。貞成自身も鳥羽院の『林鳥』から連歌会で銅銭を懸物にする場面を見つけ出し引用している。

貞成は子孫のために「ここに自分が銅銭を懸物にした例がある。鳥羽院もそうしている。決して下品なことではな

い」と指南を書き残したと考えられる。

永享六年（1434）二月十四日条では、連歌会で鵝眼が懸物となった。提供したのは貞成である。同年八月二十七日にも連歌会があり、同じく懸物の鵝眼を貞成が提供している。

永享七年（1435）四月十七日には鬪茶の七所勝負が行われた。茶の産地を当てる勝負で、懸物は鵝目と書かれている。同年八月七日には双六で鵝目が懸物となった。提供したのはまたも貞成であった。

永享九年（1437）三月二十六日には小弓の勝負があり、懸物は鵝眼とある。『看聞日記』で銅銭が懸物となったのは8ヶ所だが、弓では「定法」という記述も踏まえれば、稀と言うほどではなかったと筆者は考える。少なくとも、勝負事の参加者が喜びこそすれ、驚くような懸物ではない。

おわりに

本稿では「はじめに」で、室町時代の京都における唐物受容の分類に「懸物」を追加する必要性を述べた。

その根拠として『看聞日記』から呉器、胡銅、銅銭が懸物となった記述を概観してきた。呉器と胡銅については用いられた場にも言及した。呉器は時には酒宴、時には扇子と一緒に他家の子どもへの贈答品にも用いられた。胡銅の重要な使い道として花器を挙げ、七夕に行われた花生けの会で多くの胡銅が用いられた点に触れた。

また、唐物が換金可能であった点、貞成が將軍家の品を土倉に質入れた記述を踏まえて、貞成とその周辺の人々が、懸物として獲得した唐物を土倉に依頼し換金していた可能性を示した。

銅銭については懸物となった記述を概観すると同時に、増川氏が主張した二つの説の検討を試みた。すなわち、銭が懸物となる事例は稀であったとする説と、貞成は銭を懸物にする行為について何ら違和感を覚えていなかったという説である。前者への検討材料として、筆者は『看聞日記』で銅銭が懸物となった記述は合計8ヶ所である点、賭け弓で銅銭を懸物にするのは「定法」と貞成が記していた点を挙げた。そして、銅銭は確かに主たる懸物ではないが、参加者が驚くほど稀なわけではないと結論づけた。

後者の検討には、貞成自身が二度も正当性を記している点、『看聞日記』は古記録であるため基本的には子孫や後継者に向けて書いている点、大乘院尋尊が練貫の代替に練貫代を献上した例を挙げて「現物は厚礼、銭は薄礼」という認識が当時から存在したとする桜井氏の論を提示した。筆者は以上三つを前提として、銅銭を懸物にすることを見苦しいと考える価値観があったと推測し、貞成は後鳥羽上皇の御記でも銭を懸物としていたのを根拠に、見苦しいことではないと子孫に向けて論じていたと結論づけた。

そして、胡銅や呉器を懸物とした顔ぶれが、主に貞成とその近臣だったこと、花生けの会に胡銅と堆朱を使って参加した土倉の宝泉や、伏見庄の文化人・承泉という地下の

人々は、胡銅を懸物とする勝負事に参加していなかったことにも触れた。

このようにして懸物という観点を取り入れてみると、唐物を巡る人間関係がより緻密に見えてくる。「室礼」の観点から見れば、貞成も近臣も土倉の宝泉も、文化人の承泉も、胡銅に花を生けて楽しむ仲間である。宝泉は、胡銅の買い手にして供給者かもしれない。しかしここに「懸物」という枠組みを取り入れると、地下の者である承泉や宝泉は排除される。最初に挙げた順茶にしても、呉器などを懸物にして楽しむのは貞成と親族・近臣たちであって、地下の者たちが貞成と同席するのは粗末な茶を囲む雲脚茶会であった。雲脚茶会で用いられる茶器がたとえ呉器であっても、それを懸物＝勝負事の景品とする営みから、地下の人々は基本的には排除されていた。例外として、永享六年(1434)八月四日条の呉器や檀紙が懸物となった双六に承泉が参加していたが、それでも胡銅を懸物とする場面には承泉も宝泉も記述されていなかった。

逆に言えば、貴重な唐物を懸物として勝負事を楽しむことで、貞成と田向家・庭田家の人々・慈光寺持経など近臣たちは結束を強めていたとも考えられる。貞成とその周辺という狭い人間関係の中で、呉器や胡銅は懸物となって移動した。それは、さまざまに釉葉のかかった呉器や多様な意匠の胡銅を、交換して楽しむ営みでもあった。

唐物を懸物＝勝負事の景品とすることで、伏見宮貞成と近臣たちは関係を緊密にし、茶の湯や花生けという遊興の場も活用しつつ、唐物の美術的価値をともに楽しんだと言える。綿貫・関の七分類に「懸物」を加えることで、当時の身分制度が物を通して見えてくる。

謝辞

担当教授の近藤成一先生、口頭試問で近藤先生とともに貴重なご意見をくださった杉森哲也先生、近藤ゼミのメンバーにこの場を借りてお礼を申し上げる。

文献

- 植田真平・大澤泉「伏見宮貞成とその周辺—『看聞日記』人名比定の再検討—」『宮内庁書陵部紀要』宮内庁書陵部 編(66), 1-24, 2014
- 門田誠一「中世における倣古青銅器の移入と流通—東アジアと日本の出土遺物の検討—」『佛教大学宗教文化ミュージアム研究紀要』6号 佛教大学宗教文化ミュージアム, 2010年
- 河添房江「序にかえて」『【新装版】唐物と東アジア 舶載品をめぐる文化交流史』勉誠出版, 2016年
- 河添房江『唐物の文化史—舶来品からみた日本』岩波書店, 2014年
- 京都国立博物館『京(みやこ)に生きる文化 茶の湯』読売新聞社, 2022年

- 桜井英治『贈与の歴史学 儀礼と経済のあいだ』中央公論新社, 2011年
- 関周一『中世の唐物と伝来技術』吉川弘文館, 2015年
- 藪部寿樹「『看聞日記』現代語訳 二」『山形県立米沢女子短期大学紀要』第50号, 2014年
- 藪部寿樹「『看聞日記』現代語訳(三)『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』第42号 山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所, 2015年
- 橋本雄『中華幻想 唐物と外交の室町時代史』勉誠出版, 2011
- 春田直紀「『看聞日記』のなかの美術贈与」『伏見宮文化圏の研究—学芸の享受と創造の場として—』平成10・11年度科学研究費補助金〔基盤研究C〕報告書, 2000年
- 降矢哲男『茶道教養講座9 中国朝鮮の陶磁器』淡交社, 2018年
- 増川宏一『ものと人間の文化史 40—3・賭博 3』法政大学出版局, 1983年
- 森正人『伏見宮文化圏の研究—学芸の享受と創造の場として—』平成10・11年度科学研究費補助金〔基盤研究C〕報告書, 2000年
- 横井清『室町時代の一皇族の生涯 『看聞日記』の世界』講談社, 2002年
- 綿貫友子「中世貿易陶磁の流通と水運——貿易陶磁器の受容と国内輸送路の考察——」『青山考古』12号, 1995年